

八代広域行政事務組合監査委員公告第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成29年8月29日

八代広域行政事務組合監査委員	江崎 眞 通
八代広域行政事務組合監査委員	田 方 芳 信

定期監査結果に対する 措置状況報告書 (平成29年8月)

八代広域行政事務組合
監 査 委 員

八消総第413-1号
平成29年8月10日

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合管理者

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

監査対象年度 平成25年度
監査実施期間 平成26年7月18日

改善を要する事例

(2) 備品関係 ①

指摘事項	平成25年度購入備品について、備品台帳への登録状況の確認を行った際に、未登録や取得金額の記載漏れが見られた。また、備品台帳は手書きとなっており、データ管理がなされていないため、備品種別や品名等の分類による検索が困難であり、備品の把握や利活用ができにくい状況であった。 台帳と現物の照合を行い、データ利用等による適正な備品管理を行っていただきたい。
改善内容	指摘があった備品管理については、平成27年5月より備品台帳のデータ化に着手、平成28年3月に完成し、同年4月より運用を開始しています。 現在は、データによる備品管理を適正に行っております。

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合管理者

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年7月11日

改善を要する事例

(1) 歳出 ①

指摘事項	氷川分署庁舎建設事業実施設計業務委託について、指名競争入札により個人の建築設計所に委託し、委託料全額が支払われていた。 委託先が個人事業主であるため、所得税を控除し支払いを行うべきであった。 委託先から所得税分を納付してもらったうえで、税務署へ納付していただきたい。 今後は、適正な源泉徴収事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘があった個人事業主への支払に係る所得税控除については、委託先に事情説明を行い、既に委託先より所得税分の納付をしていただき、税務署へ納付を行いました。 今後、個人事業主への支払に関しては、源泉徴収義務者として徴収漏れがないようチェック機能を強化し、適正な事務処理を行います。

(1) 歳出 ②

指摘事項	工事が竣工した際に竣工検査を行ってあるが、検査調書を作成することなく業者への支払いが行われていた。 契約に関する規定を準用している八代市契約規則第11条第1項により、検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成しなければならないとされており、また、同条第2項により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができないとされている。 今後は、八代市契約規則に基づき、適切な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	指摘があった検査調書の作成については、7月に八代市契約規則に基づく検査調書を作成し、報告を行いました。 今後は、八代市契約規則に基づいた適正な事務処理を行います。

(2) 準公金

指摘事項	広域行政事務組合で取り扱う各種団体の会計事務（準公金）について、下記のような不適切な取り扱いがあった。 ・支出の際の事務手順誤り ・管理職による出納簿と口座の残高の照合が定期的に行われていない 準公金についても、公金に準じた取り扱いとし、管理監督者は、出納簿と口座の残高を定期的に照合するなど、会計管理に関して責任を持って指導監督を行い、適正な事務が行われるよう十分に配慮していただきたい。
改善内容	指摘があった準公金の取扱いについては、支出の際の事務手順としては、見積書等をもとに支出伺を行い、決裁後に支出し、物品等の購入後は、管理監督者において領収書等で支払確認を行います。 また、毎月 1 回、管理監督者により、出納簿と口座の残高照合を行います。